



国保だより

No.55
—令和8年—
7月発行

子ども・子育て支援金制度が始まります

①子ども・子育て支援金制度とは

全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する制度です。



②支援金はどのように使われるの？

支援金は次の6つの事業に充てられます。



③支援金の負担方法について

支援金は、令和8年度から医療保険料とあわせて徴収が始まります。国民健康保険に加入している方は、国民健康保険税の一部として納めいただきます。75歳以上の方は、後期高齢者医療保険料の一部として納めていただきます。被用者保険に加入している方は、健康保険料と同様に給与から天引きとなります。

子ども・子育て支援金制度について、もっと詳しく知りたい方は、子ども家庭庁のホームページをご覧ください。

令和8年度国民健康保険税率改正について

国民健康保険は県単位の財政運営となりました。埼玉県では、市町村ごとに異なる保険税率について、同じ世帯構成や所得であれば県内どこでも同じ税額となる保険税水準の統一（完全統一）を目指しています。鴻巣市では、埼玉県が示す標準保険税率を参考に、急激な負担増加とならないように、令和4年度から段階的に保険税率を改正しています。

国民健康保険税新旧比較表

		令和8年度	令和7年度	対前年比
基礎課税分 (医療分)	所得割率	7.58%	6.92%	+0.66%
	均等割額	42,000円	35,500円	+6,500円
	賦課限度額	67万円	66万円	+1万円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.76%	2.76%	据置き
	均等割額	16,000円	16,000円	据置き
	賦課限度額	26万円	26万円	据置き
介護納付金分	所得割率	2.41%	2.30%	+0.11%
	均等割額	16,000円	16,000円	据置き
	賦課限度額	17万円	17万円	据置き
子ども・子育て 支援納付金分	所得割率	0.29%	—	+0.29%
	均等割額	1,900円	—	+1,900円
	賦課限度額	3万円	—	+3万円



／ 知っておきたい！ ／

国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は、病気やけがの医療費をみなさんと支え合うための大切な財源です。ここでは、「どのように計算されるのか」をわかりやすく説明します。

国民健康保険税（以下、「保険税」と記載します）には、4つの区分があります。

1	基礎課税分（医療分） みなさんの医療費に充てられる最も基本的な部分です。	2	後期高齢者支援金分（支援分） 後期高齢者医療制度の財源の一部をご負担いただくものです。
3	介護保険分（介護分） 介護保険制度の財源の一部をご負担いただくものです。40～64歳の方が対象です。	4	子ども・子育て支援金分（子ども分） 少子化対策のための財源の一部をご負担いただくものです。18歳未満の均等割は全額軽減されます。 【令和8年度新設】

2～4は、他制度への拠出金となりますが、この4区分の合計額を保険税として納めていただきます。保険税は以下のように計算します。

それぞれの区分は、次の組み合わせで世帯ごとに計算します。

(1) **所得割**…前年（令和7年1～12月）の所得に応じて計算します。

「(所得から算定した) 課税標準額 × 税率」

(2) **均等割**…加入している人数に応じてかかります。

「1人あたりの額 × 加入人数」

計算イメージ（例）

たとえば、次のような世帯の場合

世帯人数：3人（41歳、38歳、16歳）

所得：1人（41歳）は給与所得220万円、他2人は所得無し

このときの計算イメージ

医療分 = 所得割 (177万円 × 7.58%) + 均等割 (42,000円 × 3人) = 260,100円
 支援分 = 所得割 (177万円 × 2.76%) + 均等割 (16,000円 × 3人) = 96,800円
 介護分 = 所得割 (177万円 × 2.41%) + 均等割 (16,000円 × 1人) = 58,600円
 子ども分 = 所得割 (177万円 × 0.29%) + 均等割 (1,900円 × 2人) = 8,900円
合計 = 424,400円 ※それぞれの区分で100円未満は切り捨て

よくある質問 Q&A

Q：所得割の課税標準額はどのように決まるの？

A：所得金額から住民税の基礎控除額（例）の場合は43万円）を引いた金額です。よって、社会保険料控除などは引きません。

市ホームページに国民健康保険税の簡易的な試算ができるエクセルファイルを掲載していますので、ご利用ください。



試算ページ

Q：どんな所得が計算対象になるの？

A：給与・年金所得、事業所得、不動産所得、配当・利子・一時所得、山林所得などのほか、分離課税となる土地・建物の譲渡所得（特別控除後）、株式の譲渡・上場株式等の配当所得（特定口座で、確定申告しない場合は対象外）、先物取引等も対象となります。
※退職金は対象外です。

所得が少ない世帯には軽減制度があります

世帯の所得が下の軽減判定の基準未満の世帯は、均等割が軽減されます。所得申告が済んでいれば申請不要で自動判定されますが、所得のない方や被扶養者も全員申告する必要があります。

軽減判定の基準

区 分	軽減判定基準所得（世帯単位）
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 31万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 57万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者数)

※「給与所得者等」とは、給与や年金所得のある方です。

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度へ移行した同じ世帯の旧国民健康保険加入者です。

※軽減判定では、土地・建物等の譲渡所得は、特別控除前の金額で計算します。

たとえば、基礎控除額が43万円の前記の（例）のような3人世帯の場合

軽減判定の基準

区 分	軽減判定基準所得（世帯単位）
7割軽減	43万円 + 10万円 × 0 = 43万円
5割軽減	43万円 + 10万円 × 0 + 31万円 × 3人 = 136万円
2割軽減	43万円 + 10万円 × 0 + 57万円 × 3人 = 214万円

（例）の世帯では、所得が220万円で、各軽減基準所得額を上回っているため、低所得世帯に対する軽減制度には該当しないことになります。

▶所得がない方も申告を

国民健康保険では、低所得世帯に対する保険税の軽減判定のほか、医療費が高額になったときの自己負担限度額の判定などにも所得を用います。

保険税の軽減や自己負担限度額などを正しく判定するため、世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者は、毎年所得の申告をしてください。

▶申告をしないと・・・

- ・実際には一定の基準以下の収入の場合でも所得ありとみなされ、保険税の軽減が受けられません。
- ・所得区分の判定ができないため、医療費が高額になったときに窓口で支払う自己負担額が高所得区分となります。

▶申告が必要な方

鴻巣市の国民健康保険に加入している世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者で、令和8年4月1日現在16歳以上の方（去年高校1年生以上）

※確定申告や年末調整、市県民税の申告をした方は、改めて行う必要はありません。

▶申告場所

国保年金課（鴻巣市役所・新館1階2番窓口）、または両支所福祉グループ

※収入があった方は税務課で申告してください。

その他の軽減・減免制度

区 分	内 容	手続
未就学児に対する軽減	未就学児の均等割額を半額にします	不要
倒産・解雇等による離職者に対する軽減	65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の理由欄のコードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかである方の前年の給与所得を30%として算定します。 仮に、計算イメージ（例）の世帯の場合・・・ 所得金額は220万円→66万円となり、さらに5割軽減の基準所得も下回ることになるため、世帯全員の均等割も軽減が受けられます。 よって、総額は424,400円→126,700円に軽減されます。	雇用保険受給資格者証を持参し届出
産前産後期間に係る免除	出産する国民健康保険加入者の一定期間の所得割額と均等割額を免除します ●単胎妊娠：4か月（出産月の前月から翌々月まで） ●多胎妊娠：6か月（出産月の3か月前から翌々月まで）	母子手帳等を添えて届出
旧被扶養者に対する減免	会社の健康保険などの被保険者本人が、75歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行したことにより、被扶養者だった65歳以上の方が国民健康保険に加入した場合に、当面の所得割額全額、2年間均等割額の5割を減免します	国民健康保険加入手続きをもって適用
多子世帯に対する減免	18歳未満の加入者が3人以上いる世帯の、3人目以降の均等割額を減免します	申請書を提出（対象の世帯にはお知らせします）
災害で被害を受けた方に対する減免	住宅等の損害の程度に応じ、一定割合を減免します	り災証明書等を添えて申請書を提出

＼国保以外の/
健康保険
任意継続？
or
被扶養者？

社会保険に加入していた方が退職すると、退職日の翌日から会社の健康保険は使えなくなります。何らかの健康保険制度に加入する必要がありますが、選択肢は国民健康保険だけではありません。国保に加入する前によく確認しましょう。

※詳細な扶養の認定基準は各保険者へお問合せください。



任意継続被保険者

退職後も在籍していた会社の健康保険に加入できる制度があります。在籍中は会社が保険料の半分を負担していたところ、任意継続後の保険料は全額自己負担となりますが、国保に加入した場合の保険税と比較して安い場合があります。保険税の計算方法は2ページに掲載していますので、比較の際参考にしてください。

家族が加入する健康保険の被扶養者

収入の見込みが一定の範囲の場合、被扶養者になれる可能性があります。保険料の負担がないため、国保に加入するより経済的負担が少なくなります。

＜被扶養者になれる年間収入目安＞

- 60歳未満の人…130万円未満
- 60歳以上の人…180万円未満
- 19～22歳の人（配偶者を除く）…150万円未満

国民健康保険運営の仕組み

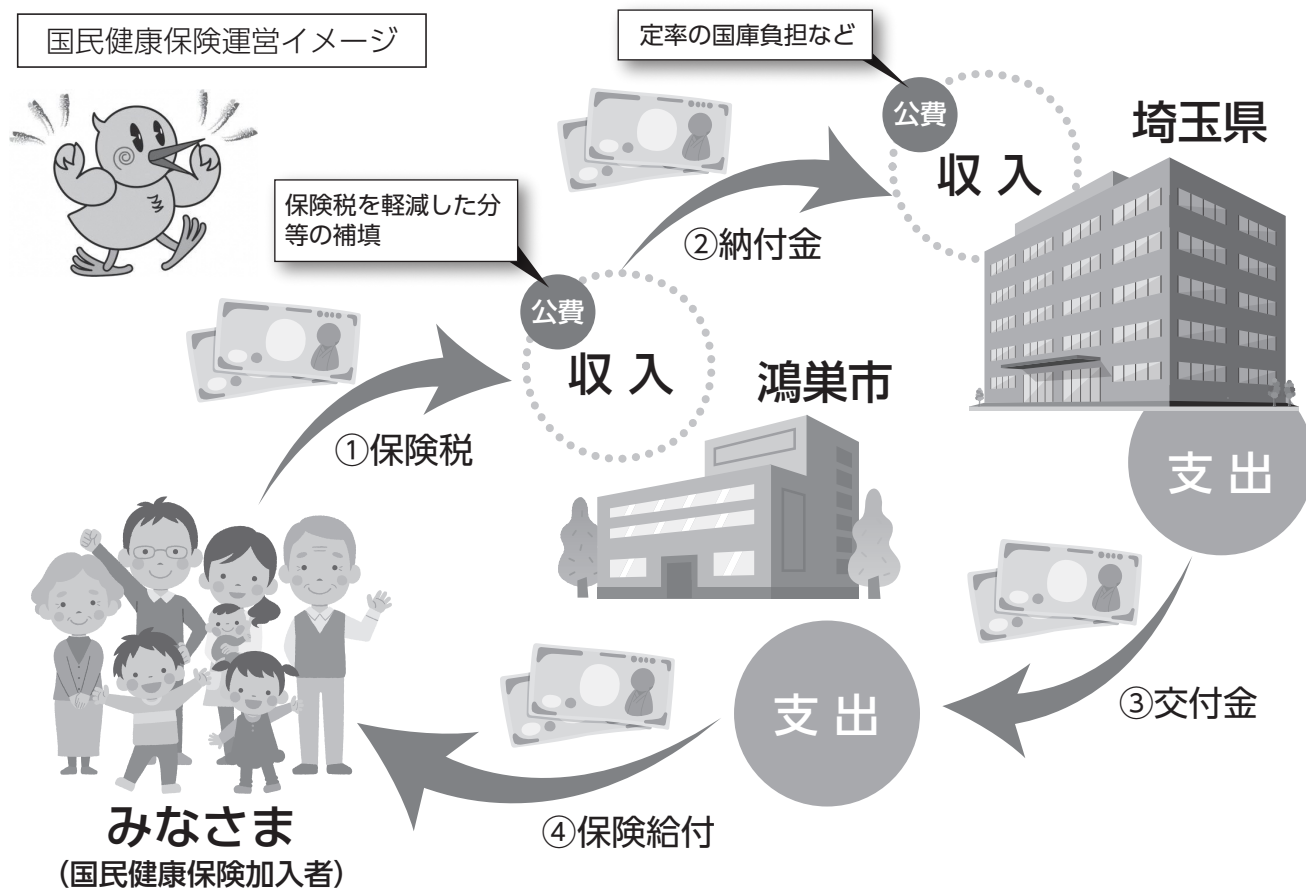
国民健康保険は、昔は市町村ごとに運営していたため、規模の小さい保険者（市町村）では高額な医療費のリスク分散ができず赤字になりやすいことや、高齢化率・所得水準の違いなどによる保険料（税）の格差から、財政の不安定さという構造的な問題がありました。

そこで、平成 30 年度から財政運営を都道府県が担い、広域化することで安定した運営を行う仕組みになりました。

みなさまが毎年納めていただく国民健康保険税がどのように使われるのか、お金の流れを中心に仕組みを説明します。



国保マスコット 健康まもるくん



- ①埼玉県へ納付金を払うために必要なお金を、鴻巣市がみなさまから保険税として徴収します。
- ②集めたお金を、埼玉県へ納付金として納めます。
- ③みなさんの医療費の支払いに必要なお金（交付金）が、埼玉県から交付されます。
- ④医療機関へ医療費を支払います（実務上では審査機関を経由します）。

埼玉県に納める納付金とは？

国保事業費納付金といい、埼玉県が各市町村から集める、医療費の支払いに必要なお金です。県は、医療費等の見込みを立て、市町村ごとの納付金の額を決定し、市町村ごとの標準保険税率（納付金を集めるのに必要な各市町村に見合った税率）を算定します。市町村は、県の示す標準保険税率を参考に保険税率を定め、保険税を徴収し、納付金を県に納めています。



仮に医療費が 1億円 減ったら…

市の医療費全体のうち、公費が占める割合を50%、保険税が24%、患者負担が26%とし、鴻巣市の国民健康保険加入者数を約22,400人と仮定します。(※分かりやすくするための目安の数字です。実際の割合・人数は多少前後します。) もし医療費が1億円減少すると、理論上1人あたり1,071円の保険税が減少することになります。

1人あたり保険税の減少額＝医療費減少額×保険税で賄う割合÷加入者数

→ 1億円×24%÷22,400人÷1,071円

たった1,071円かと思うかもしれませんが、1人ひとりの受診の仕方や健康づくりの積み重ねが、将来の保険税を確実に下げる力になります。医療費は「誰かが決めているもの」ではなく、実は私たち一人ひとりの行動の合計です。次のような行動が積み重なることで、保険税は確実に下がる方向に動きます。

適切な受診

病院の選び方やかかり方を適切に行うことで、余計な医療費を抑制できます。緊急でやむを得ない状況でなければ、まずはかかりつけのお医者さんに、診療時間内に診てもらいましょう。気軽に健康相談に応じてもらえたり、必要な場合に大病院を紹介してもらえます。

ジェネリック医薬品の活用

医療機関で処方される薬をジェネリック医薬品に変えることで、医療費が節約できます。

既に開発されている先発医薬品を基に製造されるため、開発コストが小さく、安価に提供されています。変更希望を医師に伝え、積極的に利用しましょう！

無料の特定健診の活用

医療費を抑制するには、定期的に健診を受けて体をチェックし、病気を未然に防いだり、早期発見・治療することが大切です。

今は健康でも、毎年続けて受診することで、病気と診断される基準値に年々近づいているなど、将来のリスクを未然に防ぐことができます。

※医療費を安くする方法については、他にも6ページ、特定健診については8ページに詳しく書かれています。ぜひご覧ください！

国保特別会計の運営状況

国民健康保険特別会計の運営状況は、市ホームページの「鴻巣市国民健康保険運営協議会」のページに掲載してある会議資料で確認することができますのでご覧ください。



令和6年度決算
令和7年度
第1回資料
(PDF)



令和7年度決算
令和8年
8月下旬ごろ
掲載予定



令和8年度予算
令和7年度
第4回資料
(PDF)

国民健康保険によくある質問

①医療費通知とは？

医療費通知とは、国民健康保険に加入している世帯の世帯主に対して、加入者が負担した医療費をお知らせする書類です。

通知する目的は、自分の医療費が正しく請求されているか、過剰請求されていないかを受診者本人に確認していただくものです。また、確定申告において、医療費控除の資料として利用できます。

②医療費通知の送付時期は？

令和8年度は、5月、8月、11月、2月の年4回送付します。

令和9年2月通知分は、令和8年9～11月診療分の情報が掲載されており、令和8年12月以降の診療分は、令和9年度に通知されます。

つきましては、確定申告等で医療費の自己負担を確認する場合、医療費通知と領収書等を照らし合わせて自己負担額をご確認いただくほか、特に12月診療分の領収書等は大切に保管していただき、確定申告等でご利用いただくようお願いします。

③国民健康保険を脱退後に国民健康保険を利用して医療機関へ受診してしま

いました。何か手続きはありますか？

他の健康保険に加入した後に、返却していない国民健康保険資格確認書で受診した場合や、マイナ保険証の情報が更新されていない場合は、国民健康保険が費用を負担することとなります。この国民健康保険負担分の医療費は、後日、利用者ご本人へ返還請求をさせていただきます。国民健康保険へ返還した医療費は、診療日時点で加入している他の健康保険へ申請することにより、給付される場合があります。詳細は、加入している健康保険へご確認ください。

誤った健康保険の資格で受診してしまうと、後日煩雑な申請手続き等の負担が生じますので、医療機関には正しい健康保険の資格で受診しましょう。

※マイナ保険証を利用の方は、保険資格の更新に時間を要することがあります。

国民健康保険の脱退後に医療機関

を受診した際、他の健康保険に加入した情報が反映されていない場合は、医療機関を通じて受診日時点で加入している健康保険の担当部署へ資格確認をお願いします。

④第三者行為とはどのようなものですか？

交通事故など、他人（第三者）の行為が原因で、けがや病気になることです。

この治療費は、本来、損害賠償として加害者が支払っていただくため、国民健康保険を利用して医療機関を受診する際は、国民健康保険が負担した分を加害者に請求するため、届出をする必要があります。

◆届出が必要な事例

- ・交通事故にあつたとき（自転車での事故も含む）
- ・同乗していた車が事故を起こしてケガをしたとき
- ・スポーツ等で接触事故に巻き込まれたとき
- ・傷害事件に巻き込まれたとき

・他人の落下物にあたってケガをしたとき など

◆次のようなときは、国民健康保険を利用することができません。

- ・飲酒運転、無免許運転などの法令違反が原因の交通事故によるもの
- ・けんか、泥酔などによるもの
- ・犯罪行為や故意によるもの

- ・業務上（仕事や通勤途中）の事故によるもの（労災保険で対応）
- ・医師の指示に従わなかったとき
- ・病気とみなされないもの
- ・加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまった場合

⑤医療費を少しでも安く抑える方法を教えてください。

医療費の負担を減らす方法を次のとおり4つご紹介します。上手に医療費を節約しましょう。

①ジェネリック医薬品の利用

化学合成等により最初に開発・承認・発売された医薬品が先発医薬品です。開発に膨大な費用がかかっている為、販売価格も高くなります。

先発医薬品の特許が切れた後に製造され、先発医薬品と同一の有効成分で、同一の効能・効果を持つものがジェネリック医薬品（後発医薬品）です。既に開発されている先発医薬品を基に製造されるため、開発コストが小さく、安価に提供されています。

②バイオシミラーの利用

細胞や微生物などの生物の力を利用して開発された医薬品がバイオ医薬品です。先発医薬品同様に、開発費用の負担が大きく、販売価格も高くなります。

バイオ医薬品の特許が切れた後に製造され、バイオ医薬品と同一の有効成分で、同一の効能・効果を持つものがバイオシミラー（バイオ後続品）です。既に開発されているバイオ医薬品を基に製造されるため、開発コストが小さく、安価に提供されています。

③ リフィル処方せんの利用

最大3回まで繰り返し使用可能な処方せんです。

服薬期間中、医師の診察回数は最初の1回のみであり、受診回数が減少することにより、医療費や交通費の負担が軽減されるほか、医療機関の滞在時間が減少することで、感染症のリスクが回避されます。

④ 長期処方せんの利用

一度の診察で長期間服薬できる量の薬の処方が可能となるものが、長期処方せんです。

服薬期間中、医師の診察や薬局へ行く回数は最初の1回のみであり、医療費や交通費の負担が大きく軽減されるほか、リフィル処方せんと同様に、医療機関の滞在時間が減少することで、感染症のリスクが回避されます。

長期処方せんは、病状が安定しており、服薬が自己管理でき、急変するリスクが少ない方であると医師が認めた方が対象となります。

⑥ 柔道整復や鍼灸、マッサージを受ける際に注意することをお知らせ

柔道整復とは、接骨院や整骨院等での施術です。

打撲、捻挫、骨折、脱臼等の場合は、保険の適用となりますが、慢性的な肩こりなどの場合は保険の適用外となり、全額自己負担となります。

鍼灸やマッサージについても、神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症など、施術が受けられる症状は限定されており、保険適用には医師の同意が必要となります。

施術が長期間にわたる場合は、内科的要因が関わっている可能性もありますので、医療機関への受診もご検討ください。

⑦ マイナ保険証の電子証明書の有効期限について何ですか？

電子証明書は、マイナンバーカードを利用する際、本人の利用である

ことを電子的に証明するための機能です。電子証明書には、カード自体の有効期限とは別の有効期限があり、切れてから3か月以上経過するとマイナ保険証として使用できなくなり、期限を迎える方にはお知らせが届きますので、更新は忘れずに行いましょう。

● 電子証明書の有効期限

発行後5回目の誕生日まで

● マイナンバーカードの有効期限

発行後10回目（未成年5回目）の誕生日まで

⑧ マイナ保険証は解除できますか？

マイナ保険証は解除することができます。解除をご希望の場合は、市役所国保年金課で解除申請をしてください。解除後、資格確認書が交付されます。

なお、高齢者、障がい者、要介護者などマイナ保険証の利用に当たって配慮が必要な方は、申請すればマイナ保険証を解除することなく資格確認書が交付されます。

⑨ マイナ保険証を失くしたらどうするの？

マイナ保険証（マイナンバーカード）を失くしてしまった場合は、コールセンターに連絡を！

国民健康保険の一部手続きが電子申請できます！

国民健康保険の一部手続きが電子申請できるようになりました。市役所に来庁しなくても、スマートフォン等で簡単に手続きができます。

令和8年4月現在、電子申請が可能な手続きは右記のとおりです。



- 国民健康保険加入・脱退
- 国民健康保険葬祭費支給申請
- 特定健診受診券再交付（後期高齢者健康診査含む）



コールセンター
☎ 0120-19510178
(24時間365日受付)
※マイナ保険証を紛失した方は、申請すれば資格確認書が交付されます。



毎年！ 特定健診・健康診査を受診しましょう！

特定健診・健康診査は、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の早期発見に役立つ、大切な健診です。

毎年受診することで小さな変化に気づき、将来の大きな病気を防いでいきましょう。

健康づくり課が実施するがん検診・肝炎検診等と同時に受診できます。

通院中の方も受診することができますので、かかりつけ医にご確認ください。

期 間 令和9年2月28日（日）まで

対 象 国民健康保険（40歳～74歳）または後期高齢者医療制度の加入者

費 用 無料（期間中一回限り）

※転入出された場合も、いずれかの市町村でしか受けられません。

健診項目 診察（問診・計測）、血圧測定、尿検査、心電図検査、血液検査、眼底検査（特定健診（国保）のみ。対象健診結果を踏まえ、医師が判断して実施）

※健診結果は後日、医師から対面で説明されますので、必ず結果を聞きに行ってください。

受診方法

- 実施医療機関に**受診券とマイナ保険証（または資格確認書）**を持って受診してください。
- 医療機関によっては、予約が必要な場合がありますのでご注意ください。
- お手元に受診券が見当たらない場合は、**国保年金課保健事業担当**までご連絡ください。
☎541-1321（内線2654）
- がん検診・肝炎検診等についてのご質問や、がん検診等受診券（今年度より封書）の再発行については**健康づくり課（鴻巣市保健センター）**までお問い合わせください。☎543-1561

実施医療機関 市内38医療機関。詳細は、受診券同封のご案内または市ホームページをご確認ください。

受診勧奨を実施しています

ダイレクトメール、職員や自動音声による電話、携帯電話へのSMS（ショートメッセージサービス）により、特定健康診査のお知らせをしています。既に受診された方にも行き違いでご連絡する場合があります。市役所の開庁時間外や、土日祝日に行う場合もありますのでご了承ください。



注意！

市からの案内で、住所・氏名等の個人情報の入力やATMの操作や金銭の振込、通帳やキャッシュカードを預けるようお願いすることはありません。

国保加入者で職場等で健康診断を受けた方へ

職場等で健康診断を受けたため、鴻巣市国民健康保険の特定健診を受診していない方は、健診結果をご提供ください。職場等での健康診断の受診が、特定健診の受診率に反映されます。

ご提供いただいた方には、ひなちゃんオリジナルタオルをプレゼントいたします。

▶持参するもの

令和8年度特定健診受診券、令和8年度に職場等で受診した健診結果

▶受付場所

国保年金課（鴻巣市役所・新館1階2番窓口）、または両支所福祉グループ



特定健診について



健康診査について